

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 国家賠償法に基づく損害賠償等請求控訴事件
国側当事者・国

令和6年6月19日棄却・上告

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和●●年（〇〇）第●●号、令和6年1月19日判決、本資料274号・順号2024-2）

判 決

控訴人	X株式会社
同代表者代表取締役	A
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	鬼頭 忠広
同	濱辺 希
同	中村 志緒香
同	小林 正明
同	岩田 伊史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1011万5289円及びこれに対する令和5年2月22日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は、新たに定義しない限り、原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、原判決別紙2「租税債権目録」記載の源泉所得税等の納税義務は、徴収権の時効等により消滅しているにもかかわらず、京橋税務署又は東京国税局の職員において、平成26年2月28日から令和4年12月30日まで、控訴人に上記源泉所得税等を納付させるなどして、控訴人に損害又は過誤納金を生じさせたと主張して、被控訴人に対し、主位的に、国家賠償法1条1項に基づき、予備的に、国税通則法56条1項に基づき、1011万5289円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和5年2月22日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金等の支払を求める事案である。

原審は、本件各滞納税に係る徴収権が時効により消滅したり、その納税義務が執行停止の継続により消滅したりしたことはないとして、京橋税務署又は東京国税局の職員が、控訴人に合計1006万8949円を納付させるなどしたことにつき、国家賠償法1条1項の違法があるとは認められず、国税通則法56条1項の過誤納金が発生しているとも認められないと

して、控訴人の請求を棄却する旨の判決をした。

控訴人は、原審の上記判断を不服として、本件控訴を提起した。

- 2 関係法令の定め、前提事実、争点に関する当事者の主張の要旨は、後記3のとおり当審における当事者の主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の第2の1及び2並びに第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における当事者の主張

(控訴人の主張)

- (1) 原判決は、控訴人が「滞納処分の（一部）執行停止」（国税徴収法153条）を主張しているかのように認識し、控訴人の主張を排斥した。

しかし、控訴人はそのような主張はしていない。

控訴人に対する処分は、当初、滞納処分がされたが、その後、既に処分は完了したという通知が控訴人に送達され、その後、当初の滞納処分が取り消された（以下「本件処分」という。）。本件処分は、30年余りにわたる控訴人に対する滞納税処理の一環として行われたが、最終的に、滞納処分の執行停止（国税徴収法153条）として通告された。

しかし、処分庁は、本件処分をなかったことにする目的から、過去30年余りの処分を全て否認し、取り消した。これは、前任の京橋税務署長が法律に則り裁可した本件処分を、後任の税務署長、国税局長らが一方的に取り消したものであり、超法規的行政処分であり、法令違反である。

原審は、被控訴人の主張のみを追認し、控訴人の主張を全く取り上げないものであって、不当である。

- (2) その他、当審における控訴人の主張は、別紙「控訴理由書（1）」、「控訴理由書（2）」及び「誤字等の間違い訂正に関する申請」のとおりである。

(被控訴人の主張)

被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審で述べたとおりである。

控訴人は、控訴理由書（1）及び同（2）において、るる主張するが、その内容は、いずれも原審における主張の繰り返しか、独自の見解に基づいて原判決を批判するものにすぎず、いずれも理由がない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。

その理由は、後記2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」の第4の1から5までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2 当審における当事者の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、原判決が、控訴人の主張を、本件各滞納税について平成23年1月13日に滞納処分の執行停止の効力が発生し、これが3年間継続した平成26年1月13日の経過をもって、その納税義務が消滅した旨の主張と理解した上、滞納処分の執行停止がされたことを裏付ける証拠は見当たらないと判断したこと（引用に係る原判決の第4の3）について、控訴人はそのような主張はしていないなどと主張する。

しかし、控訴人が上記の主張をしていることは、原審で陳述された訴状（4頁（3））、第1準備書面（1頁）等の記載から明らかであり、控訴人の上記主張は失当である。

- (2) その他、控訴人は、種々主張するが（別紙「控訴理由書（1）」のほか、「控訴理由書

(2)」等を含む。)、これらの主張は、いずれも当該主張を基礎付ける事実を認めるに足りないか、又は、独自の見解に基づくものであり、引用に係る原判決の認定判断を左右するものとはいえない。

第4 結論

よって、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 金子 修

裁判官 田中 孝一

裁判官 吉田 純一郎

(別紙)

令和●●年(〇〇)第●●号 国家賠償法に基づく損害賠償等請求事件

控訴人(原告) X株式会社

被控訴人(被告) 国(処分行政庁:東京国税局長)

控訴理由書(1)

東京高等裁判所 御中

令和6年3月19日

控訴人(原告) X株式会社

上記代表者代表取締役

A

1 はじめに

上記当事者間の東京地方裁判所令和●●年(〇〇)第●●号、同年(〇〇)第●●号国家賠償法に基づく損害賠償等請求事件につき、令和6年1月19日付判決は、原告主張を全く認められないとし、原告主張は全部否認された。

よって、控訴し、その理由を以下で陳述する。

2 控訴人の主張の要旨

原審は、控訴人が「滞納処分の(一部)執行停止」(徴収法153条)を主張しているかのように認識し、控訴人の主張を排斥している。

しかし、控訴人はそのような主張はしていない。

控訴人に対する処分は、当初、滞納処分がされたが、その後、既に処分は完了したという処分通知が、差押調書、交付要求書に代えて控訴人に送達され、3年8か月経過して当初の滞納処分が取消された(以下、「本件処分」という)。

本件処分は、30年余にわたる控訴人に対する滞納税処理の一環として行われたものであり、控訴人は、本件処分について処分庁に通告され、処分庁の指導に従い控訴人が納税してきたことが要件であった。

最終的に、控訴人に対する本件処分は、滞納処分の執行停止(国税徴収法153条)として通告された。

しかし、処分庁は、本件処分を無かったことにする目的から、過去30年余分の処分を全て否認取消した。

これは、前任の京橋税務署長が法律に則り裁可した本件処分を、後任の税務署長、国税局長らが、前任者による本件処分を一方的に取消したものであり、超法規的行政処分であり、法令違反といわざるをえない。

しかし、原審は、被告の主張のみを追認し、控訴人の主張は全く取り上げない。

以下、滞納税が生じた経緯、督促状、納付誓約書、行政処分不通知、納付、時効、免除(滞納処

分の（一部）執行停止）等について述べ（（１）理由書）、控訴人の請求を基礎づける本件債権目録各論は（２）理由書において述べる。

3 控訴人に対する滞納処分の通告

控訴人に対する滞納処分は、中央都税事務所長が処分庁の差押処分に、平成6年4月26日先順位参加差押、先順位交付要求を執行し、必然的に滞納処分へ移行した。

（１）滞納処分の（一部）執行停止について

原審は、「滞納処分の執行停止がされたことを裏付ける証拠は見当たらず…」（判決書14頁2行以下）と判示するが、税務署長が予め「滞納処分執行停止」の文書通告をする制度はない。

控訴人に対する本件事例では、処分が先行する都税との対応協議時点の平成7年早々に、処分庁の担当者から控訴人は、「滞納処分をする」と口頭で通告された。

これ以降、控訴人に対する行政処分は一切控訴人に通知されなかった（不通知）。また、これ以降、控訴人の税金の納付について、処分庁から管理、指導がされるようになった。

当初処分は差押解除され、新たな差押は差押解除滞納税を再差押する方法で交付要求された滞納税は差押が削除された。

処分不通知の差押免除を意味する平成7年8月11日交付要求滞納税は、差押削除が当初処分を証明する。平成8年6月27日、同年10月11日交付要求は差押削除、徴収法62条1項第3債務者に対する送達はない事実、平成12年8月2日差押調書及び、平成23年1月13日差押調書欄外「差押」が付記され、当該差押調書滞納税目録から滞納税が削除されている事実は、「滞納税の額が誤っている場合や、滞納税が既に納付された場合に行われる」（一部差押解除、徴収法79条2項）通知である。

（国税徴収法基本通達）当該適用期間中は行政処分不通知が原則である。行政処分不通知を理解すれば、「滞納処分を裏付ける事実の証拠」を確認できる。だからこそ、被告らが行政処分不通知までも否認するしかない異様な漫画の世界が出現する。

4 控訴人滞納税が生じた経緯について

原審判決は、「当該停止をうかがわせるような事情を認めることができない」（判決書14頁2行以下）とする。控訴人代表者Aは当時「地獄の淵」を歩いており、「うかがわせるような事情は」山ほどある。

「滞納処分が判定時処分」（徴収法153条基本通達）とする原則は、時の徴収職員判定が10年～30年後、時の都合、当局の都合で「滞納処分する状況にはない」とする処分付替転嫁、別処分へ作り替え否認が実態であるから、「判定時処分」の原則が存在しない限り、滞納者には事実として滞納処分は絵に描いた餅であり、実態的に存在しない。原審の判定が模範的必然である。

当時の状況を概略説明する。

控訴人代表者Aは、D株式会社（昭和53年7月破綻。以下、「D」という）の代表取締役であった。会社再建とDの債権債務整理のため、昭和58年、Aは控訴人を東京都中央区で創業し、京橋税務署に開設届を提出した。

Dの弁済すべき債務が約3000万円余に確定した旨、Aは、同社の代理人より通知を受けた。

昭和62年千葉東税務署（Dの管轄税務署）は旧破綻会社の法人税25万円程が存在すると称し、その委託を受けた京橋税務署長は、Aの預金口座を差押えた。

このとき、時効問題で紛糾したことから京橋税務署長は控訴人Aの財務、滞納実態を掌握した。昭和62年頃以降、Dの連帯債務請求訴訟が4件ほど集中し、Dは債務の弁済をせざるをえなくなった。この債務の弁済は、控訴人の資金で分割して弁済することとなったが、会計処理としては、Aに対し役員報酬を上乗せしたことにして、その上乗せ分をもってDの債務の弁済にあてるという処理をすることになった。

しかし、Dの一般債務及び納税債務は、控訴人ももちろん、Aも債務を負担する法律上の理由はなかった。

この会計処理に伴い、Aの役員報酬は実際の所得よりも高額となり、源泉所得税額も不当に高額になった。実際にはAに所得がないにもかかわらず、増額部分に対応する源泉所得税を支払うことになったのである。

平成4年頃以降バブル経済崩壊等も重なり、所得がない源泉所得税の納付を続けていたが、止むなく滞納するに至った。

控訴人Aは「地獄の淵」にいた。実態を掌握する京橋税務署長は、不相応の給与（月額100万円）に疑問を抱き税務調査へ着手した。京橋税務署の職員は、実質所得が無い源泉所得税を既に1000万円以上納付している事実を啞然とする。

京橋税務署内で対応を協議したようで、京橋税務署の担当者は、「所得が無い源泉所得税のうち、すでに納付した税金は返還しない、現在残っている滞納税は勘弁（削除・免除）する」とAに告げた。

平成5年度以降平成7年度までの滞納源泉所得税は、京橋税務署の控訴人に関する所得税台帳の原本から削除されたことから、控訴人は再建へ舵を切れた。後日、当該処分は徴収法153条を適用して整理する処分であったことを徴収職員より告げられた。

5 当初の滞納税差押について

徴収職員は、Aに対し、当初滞納処分が最後の整理処分になる、途中変更はないと指導した。

昭和63年9月頃、京橋税務署徴収職員が来社し、Aに対し、「昭和60年度の源泉所得税が未納でありいつ納付するのか」と問うた。

Aは、「大変申し訳ない、止む無き事情で少し待ってほしい、金も財産もない、電話加入権なら担保提供する」と提案したところ、徴収職員は電話加入権の差押を了承した。

1か月後、徴収職員は、再度控訴人に来社し、「電話加入権は財産価値が無い、他に何かないか」と述べた。Aは思案の結果、「昨年（昭和62年）供託した営業供託金300万円について、宅建業務に支障が無ければ供託金の担保差押をしてもよい」と提案したところ、徴収職員はこれを了承した。

当時、宅建業法改正中で供託金は1千万円になり、控訴人は差額700万円は準備済で、平成元年に供託金を積み増した。平成2年早々、Aは、京橋税務署徴収職員に電話して「供託金増額分700万円につき担保提供、差押してもよい」と電話で伝えた。

滞納税は100万円ほどであったが1000万円の供託金に担保提供差押を申し出たのである。徴収職員は、平成2年2月13日差押をしたときに「一応差押するが換価は留保（交付要求はしない）する速やかに納付してほしい」と●●に述べ、Aは「わかりました」と了承した。

このような経緯から、この差押について督促状の送達はない。

控訴人は、バブル経済崩壊後の激変と、Dの旧債務を弁済するという苦境から都税も滞納し、平

成6年4月26日中央都税事務所長は、上記供託金差押に対し、先順位参加差押、先順位交付要求を執行した。

京橋税務署長は控訴人の税務調査を実施し、翌平成7年早々「滞納処分をする」と通告した。当時、Aは滞納処分とは何か知る由もなかったが、ここから、管理納付へ移行した。

30年後、別件訴訟で開示された証拠で、当時は控訴人に通知がされていなかった処分に関する証拠が開示された（以下、「本件開示証拠」という）。控訴人はこれらの多くを本訴訟に提出しているが、本件開示証拠によると、交付要求削除、納付、時効を経由し、平成8年6月5日「甲10号証3」同年7月15日「甲11号証3」差押解除通知が裁可されている。

同一三重差押（電話加入権差押滞納税を含む）

よって、原審が誤認し、付替する乙号証「本件滞納国税1、2、3、4、及び、12.13.」については時効を経由して差押解除され、既に整理消滅している。当該差押解除決議、及び通知を否認取消した処分行為は法律違反である。

6 滞納処分の整理完了について

被控訴人及び原審は、控訴人に対し「滞納処分はしていない」と異様に繰り返す。

平成26年9月19日、京橋税務署長は、預金差押調書の滞納税目録に、過去30年余遡及して、すでに消滅していた滞納税を復活させ記載し、差押預金の全額を、すでに消滅した滞納税に充当する方法を用いて、前任者（京橋税務署長）がすでに行っていた本件処分（滞納処分（一部）執行停止）を、違法にも取消した。

預金差押の翌日である9月20日、Aは、京橋税務署へ出向き、担当徴収職員、E氏に厳重に抗議し、預金差押解除を求めた。

E氏は、「国税局が美味しく〈控訴人を〉料理する、お土産（差押）を付けて持ってこい」と指示されている、「貴殿と話をする権限はない」と退席した。東京国税局特別目的へ伝家の宝刀を抜いた。

平成26年9月19日違法預金差押の目的は、控訴人に対する滞納税を国税局に移管する目的のため、1000万円以上の滞納税をつくる必要に迫られ、すでに消滅していた3000万円ほどの滞納税を違法に復活させたのである。

しかし控訴人は、至る所で述べるように、控訴人に対する滞納処分は平成23年1月13日差押調書、交付要求書に代えて、同日、処分通知が送達され受領した（前述の「本件処分」である。甲17）。これにより、控訴人の納税の義務は消滅している。

本件処分は、法令に則り徴収法62条に基づく送達付記され、公定力、不可変更力を有する。前任の税務署長が裁可確定した本件処分を、後任の税務署長、国税局長らが否認取消す権限はない。

控訴人はこの違法処分によって、計り知れない経済的損害を受けた。

消滅した滞納税を復活し、消滅した本税に二重～三重に重複して徴収したうえ、延滞税14.6%、20年相当分を付して天文学的な数字の滞納税を陳列し、払わなければ全財産を差押えると脅迫して滞納者（控訴人）を指弾した

当然、公権力による不法行為であり、控訴人は、国家賠償法に基づく損害賠償請求権を有す。

7 行政処分の不通知について

(1) 処分を通知したという証拠がないこと

滞納税の消滅は直接納付を除き、①行政処分の不通知、②時効の更新、③差押解除・交付要求解除の否認の3点セットが揃わなければ成立しない。

だから①～③どれか一つを人質にしてうやむやにすれば滞納税は消滅しない、幾らでも作れる。滞納処分中は処分通知をしない、滞納処分を否認するには処分不通知を否認すればすむ。

これらを当てはめれば、嘘、騙しの場所がわかる。

本件では、被控訴人は、各処分を控訴人に通知したという的確な証拠を提出していない。提出されたのは被控訴人の内部資料にすぎない。にもかかわらず、原審は、各処分が控訴人に通知されていたという認定を軽々にしている。証拠上到底認められない判断である。

(2) 処分の不通知の内容

控訴人には、当初の原始差押（甲8号証1、甲10号証1、甲11号証1）と、最後の平成23年1月13日総括整理（甲5号証1、甲6号証1）を除く、途中30年余、行政処分通知は一切送達されていない（原告の原審準備書面（2）6頁）右同（3）40頁詳細は省略）。

これら処分の不通知は滞納処中であることの証明である。

(3) 不通知の調書の開示

控訴人は、違法預金差押に対し、不通知処分を開示する目的で平成27年10月30日、訴訟提起し、「乙30号証」以下、大量の不通知資料が開示された（控訴人原審準備書面（3）40頁「行政処分不通知目録」平成28年「乙30号証」）。

30年に及ぶ行政処分不通知に時効中断の要件充足はない。

督促状だけが大量送達された事実もない。（民法154条、通則法37条2項、同72条1項）。

(4) 現在も処分は通知されていないこと

控訴人には現在も行政処分は不通知である。

前訴訟で開示された資料に基づき、新たな「不通知開示」証拠をもって控訴人に対する処分を、公正に修正、又は、変更して頂きたい旨のお願いしたが、原審は、これを無視、否認した。

これは、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」（憲法84条）、「法律の定めにより、納税の義務を負う」（憲法30条）に著しく違背し、国家賠償に値する。

8 督促状について

控訴人に対しては、30年余、行政処分の一切が不通知とされており、督促状だけが山のよう

に送達されたという事実もない。
原審判決は、「督促状等の控訴人への送達又は通知あるいは第三債務者への送達がなされていないものが存在する旨を主張するようであるが、控訴人においても、送達された督促状があることは認めているところ、敢えて当該督促状等の一部しか控訴人に送達又は通知をしない理由はなく…」（原審判決書14頁）などと判示している。

このような理由で「送達」が認定されるのであれば、およそ税務署が処分を通知しなかったという事実認定はありえない、不当な認定と言わざるを得ない。

またこの判示は、控訴人敗訴への理由付けに見えるが、法定納期限まで納付した滞納税も幾つかある

これらもまとめて督促状を送達したとしている。

原審は督促状が発生していない、時効中断を認めて、被告を勝たせようと意図するあまり、誤った事実認定をしたのである。

滞納処分中は督促状の送達はない（徴収法153条基本通達、通則法37条2項）から、督促状の絶対的推認送達は法令違反であろう。

控訴人は既に差押提供して差押が先行しているから督促状は事務処理上省略したものである。

9 行政処分不通知を利用した、別の処分に作り替え、転嫁する法令違反

(1) 被控訴人は、平成26年9月19日付の違法預金差押（甲7号証1）を境に「処分通知している」という嘘に主張を転換した。

だが処分不通知は処分庁も承知していることである。この「壮大な嘘」の背景を擬視すると、時効の否認と過去の確定処分の否認差押解除、滞納税の重複差押等、滅茶苦茶である。

(2) 滞納処分（徴収法153条）を認めると、法令（通則法37条2項）上、督促状の送達は出来ないから、滞納処分を認めてはならない。

時効の中断には、嘘でも滞納処分を前提とする処分不通知を否認するしかない。嘘に対する嘘による嘘の上塗りである。控訴人整理処分通知は、徴収法62条の送達を経由し、平成23年1月13日差押調書、交付要求書に代えて平成23年1月13日処分通知が送達された（甲17）。

当該処分通知には、過去の差押に対する処分通知が記載されている。この処分通知の記載が非常に重要なのである（詳細は後述する）。

しかし、原審は、控訴人敗訴を導くため、これには触れない意図とも解せる。

10 納付誓約書の目的外転用の違法性

控訴人滞納処分において、控訴人は、「納付誓約書」なる誓約を5回提出した。

この納付誓約は滞納者が自主的に作成するものではない。

既に作成された文書へ記名捺印するだけである。いざとなれば時効更新へ転用するのが目的である

控訴人も今回実施された。裁判の過程で時効更新へ転用するような代物ではない。

(1) 納付誓約に添付する滞納税目録には、納付又は、差押解除消滅滞納税の一切が記載されている。

「懇願」の弱みに付け込む「滞納税は無いところ作る」ところの典型的手法である。

本件では、控訴人は、消費税を納税することを条件として、他の滞納税を消滅するという約束が、処分庁との間で交わされていた。その過程で、納付誓約書の交付が求められたのである。

(2) 控訴人は消費税の納税を終え、約束通り、京橋税務署は控訴人のすべての滞納税を消滅させた。

それにもかかわらず、国税庁に移管するとの理由で、京橋税務署は滞納税をすべて復活させた。納付誓約条件を履行した後、これを否認取消したうえ、時効更新へ違法転用したのである。

このようなことが許されるのであれば、滞納者は「踏んだり蹴ったり」である。「懇願」が媒介するとしても、目的外転用は法令違反である。

11 滞納処分の整理完了について

(1) 原審の最大の誤り

30年余経過した前任の京橋税務署長らが裁可、確定した本件処分について、後任の京橋税務署長、東京国税局長らが、違法な預金差押調書へ消滅滞納税を記載し、差押預金の全額を消滅滞納税へ充当する方法で否認取消した。「平成26年9月19日（甲7号証1）」。

原審判決の最大の誤認は、この点について、控訴人の主張を全く吟味しないで被告の主張を追認しただけの誤った判決をしたことである。

(2) 滞納処分の着手に対する処分庁の通告

控訴人滞納処分「控訴人破綻整理」は、途中、滞納処分の一部執行停止「控訴人再建」へ変更が認められた。

不通知開示証拠によると、平成12年8月2日差押整理を経由し、平成21年11月16日、第三債務者宛差押解除通知が交付され、平成23年1月13日、停止条件である控訴人による滞納消費税の完納が成就された。

その後、3年継続して取消はなく（徴収法154条1項）、3年経過した平成26年1月14日、徴収法62条1項が付記された総括整理処分通知が控訴人に送達され、納税の義務は消滅した（徴収法153条4項）。

この処分は、行政行為であり、公定力、不可変更力を有しており、また、控訴人にとって有利な処分であるから、後任の京橋税務署長、東京国税局長らが控訴人の承諾なく、前任者の処分を取消すことは、許されない。

実際に行われた本件処分の取り消しは違法であり、また、「法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と定める憲法30条及び憲法84条に著しく違反する。

(3) 控訴人は、金も財産もない当時、徴収職員へ電話加入権の差押を提案した。

また、控訴人は、滞納処分中、2500万円ほどの滞納本税を分割納付している、これらはその都度、押押解除、交付要求解除（免除）されている。

しかし、被控訴人の原審における主張には、督促、差押、交付要求を行った旨を大々的に合唱するが、反対に法令に基づく控訴人処分、差押解除、交付要求解除、時効の付け代え否認等には一切触れず、又は、別処分へ付替え転嫁して督促状を出したと叫ぶ。

原審判決は、事実に基づき、公正に審議する義務があるが、証拠がないにもかかわらず、原審は被告主張を追認しただけの判決を出したのであり、控訴人としては到底納得できるものではない。

以上

(別紙)

令和●●年(〇〇)第●●号 国家賠償法に基づく損害賠償等請求事件

控訴人 X株式会社

被控訴人 国(処分行政庁:東京国税局長)

控訴理由書(2)

東京高等裁判所 御中

令和6年3月19日

控訴人 X株式会社

上記代表者代表取締役

A

本書面では、原審の誤りを指摘するとともに、控訴人の請求の根拠を基礎づける事情につき述べる。

第1 原審の誤り

1 電話加入権の差し押さえについて

(1) 徴収法153条基本通達について

滞納処分着手通告以降、新たな差押はしてはならない(徴収法153条基本通達)。

そのため、平成8年6月14日「甲1号証1」、同年8月5日「甲2号証1」の新たな差押は、差押解除滞納税再差押の方法で、「甲1号証2」「甲2号証2」交付要求滞納税は差押削除され、督促状送達の事実はない。

仮に、督促状が送達されたと仮定しても、5年以上経過した滞納税は行政処分不通知開示証拠(平成12年8月2日差押調書(甲3号証の1、甲4号証の1)の欄外に付記された「差押」滞納税目録から滞納税は削除している。

原審判決は、これらを見做して差押解除、交付要求解除、時効を否認した。

(2) 電話加入権差押について

控訴人による電話加入権差押提供の1か月後、徴収担当者は「電話加入権は財産価値が無い、他に何かないか」とのことから、供託金300万円の差押提供した。

「電話加入権は財産価値が無い」は処分庁・徴収職員に控訴人が通告されたものである。行政処分不通知開示証拠(甲8号証の2)との照合検証によると、担保提供差押が先行するから督促状送達は省略されている(通則法37条2項)。

そのため、交付要求は削除されるから徴収法62条1項送達は成立しない。

(3) 平成6年4月26日中央都税事務所長が先順位で参加差押、先順位交付要求(甲9号証の1)を執行して差押の効力を取得している。同一原始三重差押は差押解除と同時に「混同」「民法520条」で消滅した。よって、電話加入権差押は差押滞納税そのものが消滅して放置された。

(4) 処分不通知開示証拠(甲8号証の2)によると、差押免除の平成7年8月11日後順位参加差押、後順位交付要求は、先順位平成6年4月26日参加差押解除はないから、順位保全を除き、後順位参加差押に時効中断の効力は生じない。

(5) 通則法73条1項5号、徴収法62条1項、同3項、同87条1項

当該後順位参加差押、後順位交付要求(甲10号証の2、甲11号証の2)に記載がない滞納税は時効が完成し、時効により、5年以上経過した平成8年6月5日、同年7月15日差押解除で消滅した。原審は、当該、差押解除決議の処分効力に一切触れていない。

当該に当てはまる「本件滞納国税1、2、3、4、及び、12.13.」は差押の効力は生じないから交付要求削除され、右差押解除決議が裁可された時点で消滅している。これほど完璧な時効は無い。

平成7年頃、処分庁徴収担当者から控訴人は、「昭和の源泉所得税は、時効であるから納付するな」と指導され、指導に従って納付していない。処分不通知であるから処分内容は不知である。不通知開示証拠(甲10号証の3、甲11号証の3)と照合すると、同一原始3重差押滞納税は差押解除と同時に「混同」民法520条で消滅している。

2 原審判決の事実誤認(認定事実の誤り(原判決3頁以下))

(1) 原審は、控訴人が本件滞納税1ないし11について、完納しなかった旨判示し、控訴人が自ら滞納したかのように判示している(認定事実(1))。

しかし、源泉所得税に関する原始同一三重差押滞納税(甲8号証の1、甲10号証の1、甲11号証の1)は、交付要求削除され(甲8号証の2、甲10号証の2、甲11号証の2)、処分庁徴収職員より時効であるから納付しないように指導されてきた。

また、「甲10号証1」債権目録2は、滞納処分以前に納付している(乙30証)。

すなわち、「本件滞納税1ないし11」は、処分庁から納付しないように指導されている。本件滞納税46は滞納処分外で納付している。

原審の事実誤認は明らかである。

(2) 原審は、判決別紙2「租税債権目録」の「督促年月日」欄記載の年月日に本件滞納税1ないし46の督促状を発した旨認定している(認定事実(2))。

しかし、控訴人に対する督促状の送達は、一部(甲14号証1~8迄)8通のみである。

当初1000万円の差押財産は、控訴人自ら申し出た担保提供差押であり、速やかに納付する約束であったから、督促状の送達及び交付要求は免除されている。

平成2年の1000万円差押時点で滞納税は100万円前後である。

既に根差押担保提供が先行するから、京橋税務署長は、督促状を発するのを省略した(通則法37条2項)のである。

(3) 電話加入権差押について(認定事実(3))

電話加入権差押の1か月後、徴収職員はAに対し、「電話は財産価値が無い、他に何かないか」と述べてきた。その経緯からAは、供託金の差押を申し出たものである。

電話加入権については、財産価値（処分費用が赤字）が無いとの理由で交付要求換価は放棄した。

平成6年4月26日中央都税事務所長が先順位参加差押を執行した。

「財産価値が無い電話加入権差押は、平成6年4月26日中央都税事務所長が先順位参加差押、差押の効力を取得、平成27年7月17日解除した。

処分庁は平成20年1月15日後順位参加差押の状態解除した。

よって、交付要求を放棄した平成7年8月11日、京橋税務署長の後順位参加差押に差押の効力、時効中断の効力は生じない。

同一三重差押滞納税は納付を経由し、時効の完成により平成8年6月5日、同年7月15日差押解除され、電話加入権差押滞納税も「混同」で消滅している。

時効中断を判定した原審判決は事実を誤認しているから変更されなければならない。

(4) 原審は、平成元年1月、平成2年4月など、宅地建物取引業者営業保証金として供託した有価証券の取戻請求権に対し、京橋税務署長が差押をし、第三債務者に送達された旨認定している（認定事実（4）、（5））。

しかし、既に述べた通り控訴人自ら担保提供差押を申し出た通りであり、徴収法47条1項、同法62条1項の差押、第三債務者への送達はない。

(5) 原審は、平成7年、京橋税務署長が参加差押をした旨認定している（認定事実（6）、（7）、（8））。しかし、平成7年8月11日交付要求書が控訴人に送達された事実はない。

控訴人は、処分不通知証拠を開示させる目的で提訴した平成28年訴訟（乙30号証）で開示された資料に基づき反論している。

右期日の電話加入権後順位参加差押は、平成6年4月26日、既に中央都税事務所長が先順位参加差押を執行して差押の効力を取得している。

よって、差押の効力は先順位に限るから、後順位参加差押は順位保全のみであり、差押の効力、時効中断の効力は生じない（徴収法87条1項4号）

処分不通知であった、平成7年8月11日交付要求は、不通知開示証拠によると、平成6年5月9日中央都税事務所長が既に先順位交付要求を執行している。

京橋税務署長の平成7年8月11日後順位交付要求には、第三債務者への送達（徴収法62条1項）はない。

よって、差押の効力、時効中断の効力は生じない。

当該交付要求滞納税目録へ記載がない滞納税は、既に5年以上経過して時効が完成して滞納税目録から削除されている。（徴収法84条1項）

(6) 有価証券の差し替えについて（認定事実（9））

控訴人は、供託割引国庫債券満期に伴い、差押各位へ供託金取戻請求権差押解除のご協力をお願いして了承を得た、これを機に過去の処分が整理された。

新たな供託金差押において、処分が競合する中央都税事務所長が先順位加差押、先順位交付要求を執行している。これを変更するため、供託の都度、京橋税務署徴収職員へ電話を入れ、速やかに差押をするように指示し、京橋税務署長の差押を確認のうえ、都税事務所へ後順位の処分を了してこれまでの前後を入れ替えて京橋税務署長処分を先順位とした。

京橋税務署長は、新たな差押において控訴人は滞納処分へ着手しているから、法令に則り新たな差押はできない（徴収法153条基本通達）。そのため、差押解除した滞納税を再差押する方

法で交付要求滞納税は差押を免除した。

よって、差押滞納税と交付要求滞納税とは一致しないことから、徴収法47条1項、同62条1項の適用成立はない。

総括整理以外にその事実もない。

平成8年6月14日差押は、滞納処分中であるから、平成8年6月5日差押解除滞納税を再差押する方法で交付要求滞納税は差押削除している。

(7) 原審は、京橋税務署長が平成8年6月に本件交付要求処分3をした旨認定している（認定事実(10)）。

不通知行政処分の開示によると、平成8年6月27日交付要求は、原始差押解除で消滅する平成7年8月11日交付要求滞納税の一部は、当該交付要求に合併され、平成12年8月2日交付要求解除、再差押解除（徴収法79条2項1号、84条1項）整理されている。

（差押調書欄外付記「差押」滞納税目録削除）

(8) 平成8年の有価証券の差し替えについて（認定事実(11)）

「平成8年7月15日差押解除」の新たな「平成8年8月5日差押」は、滞納処分中であるから、平成8年7月15日差押解除滞納税を再差押する方法で交付要求滞納税は差押削除している。

差押解除を経由するから、差押解除滞納税の差押期日へ再差押期日が遡及するものではない。巧妙な騙しのテクニックである。

時効更新の効力はない。上記(6)と同じである。

(9) 原審は、京橋税務署長は、平成8年10月に交付要求を行った旨認定している（認定事実(12)）が、上記(7)と同じく、すでに整理済みである。

(10) 原審は、平成12年8月に、本件差押処分6がされた旨認定している（認定事実(13)）。

しかし、平成12年8月2日差押調書、交付要求書が控訴人へ送達された事実はない。

控訴人は平成28年「乙30号証」の開示資料に基づき反論している。

当該総括整理差押は、平成8年6月14日差押に対する「差押」が差押調書欄外へ付記され、平成8年6月27日交付要求は解除（平成12年8月2日交付要求滞納税から削除）（徴収法84条1項）されている。

当該差押調書滞納税は、3年経続した平成15年8月2日の翌日、消滅している（徴収法153条4項）。

不通知開示証拠によると、徴収法47条1項の差押及び、徴収法62条1項の第3債務者へ送達はない。当然、控訴人への送達もない。

(11) 原審は、平成12年8月2日差押があった旨認定している（認定事実(14)）。しかし、平成12年8月2日差押調書、交付要求書が控訴人へ送達された事実はない、控訴人は平成28年「乙30号証」で開示された資料に基づき反論する。

当該総括整理差押は、平成8年8月5日差押の差押解除が差押調書欄外へ付記され、平成8年

10月11日交付要求は解除「徴収法84条1項」平成12年8月2日交付要求滞納税から削除されている。当該差押調書滞納税は、3年経続した平成15年8月2日の翌日、消滅している（徴収法153条4項）開示証拠によると、徴収法47条1項の差押、及び、徴収法62条1項の第3債務者へ送達はない。当然、控訴人への送達もない。

(12) 納付誓約書について（認定事実（15）から（17））

納付誓約は、平成12年12月11日出頭において、控訴人破綻整理（滞納処分の執行停止）裁可につき、控訴人再建へ変更するにおいて、滞納諸費税を3年で完納するという停止条件を付して「滞納処分の一部執行停止」へ変更裁可されたものである。

3年で完納が厳しかったことから、当該納付誓約を履行して延長され、平成23年1月13日停止条件が成就した旨通知されたものである。

このような目的で行われた納付誓約書であるから、その目的外である時効中断に転用する正当性はない。

また、当該納付誓約書は、一方的に作成されたものである。滞納者の「懇願」であるにせよ、添付する滞納税目録には、控訴人が既に納付、差押解除、交付要求解除等され、既に存在していない滞納税が記載されている。これは明確な法令違反である。

(13) 参加差押の解除について（認定事実（18））

原始同一三重差押滞納税の電話加入権差押は、中央都税事務所長が平成6年4月26日先順位参加差押執行、差押の効力を取得している。

行政処分不通知の開示証拠平成7年8月11日後順位参加差押調書によると、当該滞納税は、平成8年6月5日、同年7月15日差押解除、新たな平成8年6月14日差押、同年8月5日差押調書から削除され、既に時効が完成し、平成12年8月2日交付要求から削除されて滞納税は消滅している。

同一三重差押滞納税は、差押解除時点で「混同」民法520条により消滅している。原審判決は、この重要な処分について、まったく審議していない。

(14) 有価証券が金銭に代わったことについて（認定事実（19））

供託番号平成8年度証257号、右同457号供託金割引国庫債券1000万円は、満期後10年の時効到来により、控訴人に資金が無いことから現金化して供託するため供託官に相談し指導を求めた。

供託官は代供託の話をし、当該供託金の取戻請求権は京橋税務署長が差押しているから、Aは京橋税務署長の差押解除が必要であると指導された。京橋税務署へ出向き協力を要請した。

京橋税務署長は即座に承諾し、供託官宛て供託金取戻請求権差押解除の同意文書を控訴人Aへ交付、これを供託官へ届け、供託官は換価の承諾書をAへ交付し、Aはこれを日本銀行に持参して換価、代供託は完了した。

1週間後、Aが供託書写しを京橋税務署へ届けたとき、Aは担当職員に「新たな差押をしたなら謄本の交付」を求めた、徴収職員は「差押はしていない、差押調書は作成されていない」と言った。この時点で全ての差押は解除された。当該処分通知は、滞納消費税完納停止条件が解除された平成23年1月13日差押調書欄外へ「平成12年8月2日「差押」付記し、滞納税目録か

ら滞納税を削除して当該「差押」納付消滅した。交付要求書へ徴収法62条1項が付記された。

(15) 本件差押処分8、9について（認定事実（20））

ア 平成23年差押調書滞納税と交付要求滞納税とは、初めて双方の滞納税が一致した、さらに、当該滞納税は全て滞納消費税である。

即ち、平成23年1月13日付差押調書（甲5号証の1、甲6号証の1）は、消費税を除く滞納税は整理を終えた「滞納処分の一部執行停止」通知書である（徴収法施行令21条、36条、規則3条）。

当該平成23年1月13日差押調書、交付要求書は、3年継続した平成26年1月14日、控訴人へ送達され、控訴人は受領した（甲17号証）。

差押調書には徴収法54条差押とあり、同法47条1項の差押はない。交付要求書には次の通り、徴収法62条の送達が付記されている。

平成23年1月13日差押調書欄外付記通知

1. 平成8年6月14日 京橋税務署長差押
平成12年8月2日 京橋税務署長差押
2. 平成8年8月5日 京橋税務署長差押
平成12年8月2日 京橋税務署長差押

この差押調書滞納税目録から、当該「差押」滞納税は削除されている。

イ 過去に差押した事実を記載したものである、但し、当該差押調書滞納税目録には付記した過去の差押滞納税は滞納税目録から削除されている。

よって、納付等により、滞納税は消滅通知したものである。

当該通知方法は、差押財産が分割できない徴収法79条2項1号「一部差押解除」、「交付要求解除に伴う処分整理」の通知方法である。

ウ 徴収法47条1項の差押はない。控訴人には、最初と最後を除き30年余、行政処分通知は一切不通知である

平成23年の当該交付要求が処分着手以降、初めての交付要求である。徴収法62条の送達が交付要求書へ付記されている。

エ 控訴人には行政処分通知の送達はない、昭和63年頃の差押以降、27年ぶり平成23年1月13日差押調書、交付要求書なるものが同日発送された（甲17号証）。Aは、出頭通知はないことから出頭していない、その後、平成26年9月19日、京橋税務署長は、違法預金差押方法を用い、取消した。だが、確定処分が違法行為を用いて取消の効力はない。

オ 平成元年1月19日差押、平成2年4月13日差押は、それぞれ平成8年6月5日、同年7月15日、徴収法79条1項1号に基づき、全て差押解除され、督促状云々以前に、平成7年8月11日後順位参加差押滞納税、後順位交付要求滞納税は、時効完成後の差押解除決議である。

既に時効であるが、督促状、時効を云々する以前に滞納処分により、滞納税は消滅している。原審判決が事実を誤認した最大の急所である。

(16) C銀行の普通預金の差し押さえについて（認定事実（21））

京橋税務署長は平成26年9月19日、控訴人の運転資金の銀行預金1,405,289円を突然差し押えた。差し押調書滞納税目録には、既に処分整理された昭和59年以降の46税目が記載され、差し押預金の全額は消滅滞納税充当する方法を用いて過去30年間の控訴人の滞納税を削除する処分を全て取消した。

この壮大な法令違反は、国税の「自力徴収権」が超法規的制度を認めたことになる。

しかも、控訴人の主張は、裁判所がまともに審議しないという事実から、司法権が関与できないことを原審判決は示している。

控訴人は滞納者として蔑まれる以前に主権者の末端として異議を申し立てる次第である。

(17) 本件差し押処分10、11等について（認定事実（22））

本件滞納税46は、滞納処分以外である。

滞納消費税完納後、平成23年度消費税700,500円、納期限平成23年10月31日は、平成23年11月30日100,500円を納付着手、平成24年3月30日完納した。

平成26年10月7日、上記消費税の延滞税17,800円が存在すると称し、供託金1000万円を差し押えたとの差し押調書、交付要求書が預金差押配当金計算書と一緒に突然控訴人に送達されてきた。（詳細は、控訴人原審準備書面〈2〉24頁）

控訴人は、この滅茶苦茶な処分に整理がつかなかったが、不通知処分開示等との照合によると、平成26年1月19日預金差押は、被告らも違法を承知しており、この違法を隠蔽するため、当該滞納税へ組み込み、消滅した30年前の「本件滞納国税1、2、3、4及び、12、13」とを復活、接続して違法に時効更新へ転嫁した事実が判明する。

しかし、原審判決は、被告らの違法行為を不問にした。

(17) 東京国税局長の滞納税引継ぎについて（認定事実（23））

平成23年9月19日預金差押の翌日、控訴人Aは、京橋税務署へ出向き担当徴収職員E氏へ厳しく抗議し、預金差押解除を求めた。

E氏は、「国税局が美味しく料理〈控訴人を〉するとのこと、お土産（差押）を付けて持ってい、と指示されている、貴殿と話をする権限はない」と退席した。国税局徴収移管には1000万円以上滞納税をつくる必要がある。

控訴人に対する違法な差押による、30年来の処分の取り消しは、国税局の特別目的のために行われた違法預金差押であり、原審はこれを治外法権としたのである。

(18) 充当の訂正について（認定事実（24））

本件滞納国税2.3にかかわる昭和60年1月～6月源泉所得税は2重に加算税が計上している。以前の訴訟において、本件滞納国税2は納付が確認された。訴訟の中で、再三にわたり、原告が証拠を提出して、ようやく、被告はこれを認めたのである。

よって、当該二重加算税は存在しないから重複分32,000円を0にした。

被告らが、恩着せがましく立派なことと言うほどの差押解除ではない。

(19) 本件差押処分4、5の解除について（認定事実（25）（26））

行政処分不通知開示証拠によると、差押解除滞納税の再差押「本件差押処分4」は、平成12年8月2日交付要求解除と同時に差押解除され、滞納税消滅「差押」調書欄外へ付記通知されている。

本件差押は、既に解除消滅しているから、平成30年9月6日差押解除は否認する。

行政処分不通知開示証拠によると、{本件差押処分 5}も同様である。本件差押は、既に解除消滅しているから平成30年10月4日差押解除は否認する。

3 本件滞納税の徴収権の時効による消滅について（判決書9頁以下参照）

(1) 原審は、控訴人について、納税の告知又は督促状の発出による消滅時効の中断が行われたと認定している。

〈ア〉昭和63年11月14日差押調書＝債権差押順号 1. 2. 4を差押

〈イ〉平成元年1月19日差押調書＝ 債権目録 1. 2. 4. 12を差押

〈ウ〉平成2年4月13日差押調書＝ 債権目録 2. 4. 12を差押

（以下「原始差押」という）

しかし、以下の事実から、この原審の判断は誤っている。

条件1 督促状は債権目録4. のみにつき昭和61年7月18日第390号送達。

債権目録2. 税額648, 360円は滞納処分以前の平成元年1月5日納付以降、3重複徴収のうえ、納付した滞納税へ30年分の延滞税を加算している（甲15号証1. 2）控訴人原審証拠説明書（2）国賠法による損害賠償請求の筆頭である。

条件2 平成2年4月14日以降、5年以内に交付要求はない。

原始差押の債権目録9、10、11に対する差押はない。

条件3. 原始差押には、中央都税事務所長が平成6年4月26日先順位参加差押を執行した。中央都税事務所長が差押の効力を取得している。

平成7年8月11日後順位参加差押、後順位交付要求に徴収法62条1項の送達はない。差押の効力は生じていない、控訴人への送達はない。

(2) 4. 5年以上経過する平成7年8月11日交付要求滞納税から削除された。

(1) 差押は平成8年6月5日、(2) 差押は同年7月15日差押、それぞれ解除決議が裁可されている。

(3) 前(1)(2) 差押解除決議、平成7年8月11日後順位参加差押調書が控訴人へ送達された事実はない「乙30号証」開示資料で反論している。

(4) 以上から処分不通知開示証拠と照合によると「本件滞納国税1、2、4及び、9. 10 11は、時効の完成により、平成7年8月11日交付要求削除され、平成8年6月5日、同年7月15日差押解除され消滅して20年以上経過している。

交付要求削除、差押解除滞納税へ如何なる事由で督促状が成立するのか。成立する根拠はない。

(5) 控訴人に送達された督促状は一部（8通 甲14号証1～8）のみである。差押削除の平成7年8月11日後順位参加差押滞納税は、差押解除を経由し、平成8年7月26日及び、同年10月11日各交付要求へ合併され、継続処分の平成12年8月2日交付要求から解除削除（徴収法84条1項）と同時に差押解除滞納税再差押は解除（徴収法79条2項1号）されている。督促状、時効中断云々以前に滞納税は整理消滅している。

(6) 「本件滞納国税46」は納付している（原審控訴人準備書面〈2〉24～25頁）。

本件各滞納税は、差押解除、交付要求解除と並行する滞納処分の整理完了、と同時に時効を経由し、以下のとおり滞納税は消滅した。

2 本件滞納税1、2及び4について（判決書10頁）

(1) 違法に充当されていること

(1) 昭和59年度源泉税所得税59/1～6-666,840円 昭和63年5月9日納付

延滞税時効 分割徴収金 根拠不明違法充当金

(1) 「甲15号証の1」平成27年7月31日不明充当金 順号1	-▲	453,300円---	①	
(2) 「甲10号証の1」昭和60/1/1～6/30源泉所得税 順号2		648,360円		
「甲15号証の2」平成元年4月5日 納付	▲	648,360円		
「甲15号証の3」平成24/5/31～同年11/30違法重複充当	▲	648,360円---	②	
「甲15号証の4」平成27/7/31～平成28/8/31違法重複充当	▲	395,091円---	③	
(3) 「甲11号証の1」昭和60/7/1～12/31源泉所得税 順号4		496,481円		
(1) -督促状-昭和60年7月18日1390号、交付要求削除平成2年7月28日以降時効				
「甲15号証の5」平成24年12/27～平成25年3/29違法充当	-▲	496,481円---	④	
「甲15号証の6」平成26年6/1～30/5/31違法充当金	▲	1,548,338円---	⑤	
合計	①～⑤	▲	3,541,570円---	⑥

(2) 消滅滞納税充当金の返還請求が認められるべきであること

処分不通知開示証拠によると、▲①～▲⑤滞納税は平成7年8月11日交付要求時点で時効が完成しているから差押滞納税そのものは交付要求削除されている。平成8年6月5日、同年7月15日差押解除決議で消滅している。上記、違法充当金の返還額は、本税重複徴収を含め、金3,541,570円である。

(3) 本件滞納税2は、昭和60年1月～6月源泉所得税648,360円、平成元年4月5日納付に対する、納付否認重複徴収充当滞納税である。

(4) 本件滞納税4は、昭和60年7月～12月源泉所得税496,481円、督促状昭和61年7月18日第390号送達、5年以上経過する平成7年8月11日交付要求滞納税から削除されて

いる、差押解除時効消滅した。

20年後の平成24年12月27日以降、被告らは3,541,570円を違法徴収充当された。当該も別紙のとおり国賠法による損害賠償請求を求める。

(5) 本件滞納税1、2及び4は、時効により平成7年8月11日交付要求から削除され、平成8年6月5日、同年7月15日差押解除で消滅した。

但し、電話加入権差押は平成6年4月26日中央都税事務所長が先順位参加差押を執行した、同一三重差押滞納税は差押解除時点で「混同」消滅した。

3 「滞納処分（一部）執行停止」所得が無い源泉所得税について

－源泉所得税職権更正「所得税台帳原本削除」－

控訴人は平成26年9月19日預金差押に対し京橋税務署長へ異議申立てた。

異議申立担当者・F氏は、平成26年10月26日来社「所得が無い滞納源泉所得税は、所得税台帳原本削除されている、とっくの昔に時効だ、異議は取り下げてもらいたい」と通告した。

控訴人は「時効は承知している、預金差押解除したら取り下げる」旨回答、「それはできない」で決裂する。

「所得税台帳原本削除」とは、「所得が無いから申告はない」更正である。

京橋税務署歴代徴収職員は、滞納源泉所得税は削除時効だから納付するな、滞納消費税を優先納付せよと、常時指導され指導に従って納付してきた。

平成7年3月前後、控訴人は、「滞納処分へ着手する」と通告された以降、行政処分通知は一切不通知である。平成27年証拠開示訴訟（乙30号証）で大量の処分資料が開示され、開示証拠平成7年8月11日交付要求から時効により削除された事実において、滞納処分の着手が確認される。

4 本件滞納税5、6、8、15ないし20について（判決書10頁）

差押免徐の平成8年6月27日交付要求は、平成7年8月11日交付要求を合併、本件滞納税3、5、7、8、及び、13～22滞納税へ交付要求した。

差押免徐の平成8年10月11日交付要求は、平成7年8月11日交付要求を合併、本件滞納税5～10、ないし14～22滞納税へ交付要求した。

5 「本件滞納国税7、8、10、11」に対する違法充当金

控訴人に対する「甲1号証の1及び2」「甲2号証の1及び2」処分は現在も不通知である。源泉所得税職権更正による消滅源泉所得税は以下のとおりである。

(1) 所得税台帳原本削除された、控訴人代表者Aの消滅した源泉所得税

明細は次のとおりである。

ア ※源泉所得税平成5/1～5/6 「甲16号証の1」 - ▲ 733,542円 順号7

督促状平成8年1月26日第182号、差押免徐の平成12年8月2日交付要求解徐、所得がない所得税台帳原本削除、

違法徴収 平成25/8～平成26/2 違法充当金 -▲ 733,542円…⑥

イ 源泉所得税平成5/7～5/12 - 「甲16号証の2」 870,354円 順号8

所得税台帳原本削除 平成12年8月2日交付要求解徐

	<u>違法徴収、平成 25/3～同年 8 月 違法充当金</u>	▲ 870,354 円…⑦
ウ	※源泉所得税平成 6/1～6/6 「甲 1 6 号証の 3」 督促状・平成 8 年 1 月 2 6 日第 1 8 2 号、平成 1 2 年 8 月 2 日交付要求解除、所得はない所得税 台帳原本削除	611,026 円 順号 7
	<u>違法徴収 平成 26/2～平成 26/6 違法充当金</u>	▲ 611,026 円…⑧
エ	※源泉所得税平成 6/7～6/12 「甲 1 6 号証の 4」 平成 1 2 年 8 月 2 日交付要求解除、所得はない所得税台帳原本削除	706,203 円 順号 7
	<u>違法徴収 平成 26 年 6 月～27 年 3 月違法充当金</u>	▲ 706,203 円---⑨
オ	※源泉所得税平成 7/1～7/6 「甲 1 6 号証の 5」 平成 7 年 8 月 4 日 還付金充当 平成 1 2 年 8 月 2 日交付要求解除、所得はない所得税台帳原本削除、 平成 2 6 年 9 月 1 9 日 差押預金違法充当	725,320 円 順号 7 ▲ 160,418 円---⑩ ▲ 260,310 円---⑪
	<u>違法徴収 平成 27/3～平成 28/2 重複違法充当金</u>	▲ 725,320 円---⑫
カ	源泉所得税平成 7/7～7/12 「甲 1 6 号証の 6」 督促状・平成 8 年 8 月 2 9 日第 1 0 8 1 号、平成 1 2 年 8 月 2 日交付要求解除所得はない所得税 台帳原本削除	773,180 円 順号 1 0
	違法徴収 平成 26/9/19 差押預金違法充当	▲ 723,180 円---⑬
	<u>違法徴収「平成 28/2～平成 29/3 重複充当-</u>	▲ 773,180 円---⑭
キ	源泉所得税平成 8・8/1～8/6 「甲 1 6 号証の 7」 所得はない所得税台帳原本削除 平成 26 年 9 月 19 日 差押預金 重複違法充当 平成 26/11～平成 27/1 分割納付金重複違法充当	564,902 円 順号 1 1 ▲ 371,799 円---⑮ ▲ 359,921 円---⑯
	<u>違法徴収 平成 29/3～平成 30/1 違法充当金</u>	▲ 564,902 円---⑰
	違法徴収充当金合計 ⑥～⑰	▲6,860,155 円---⑱
(2) 重複徴収充当金、時効消滅源税所得税等の違法充当金集計		
ア	原始差押の消滅滞納税違法充当金等 (①～⑤) -	▲ 3,403,432 円
イ	<u>「所得税台帳原本削除」-消滅滞納税充当金 (⑥～⑰)</u>	▲ 6,860,155 円
	滞納源泉所得税を称する違法徴収充当金 合計-	▲ 10,263,587 円

ウ 消滅滞納税に対する違法徴収充当金、違法重複充当金等の返還請求

昭和 6 3 年 1 0 月 3 1 日以前の滞納税は独立処分であり、平成 8 年 6 月 5 日、同年 7 月 1 5 日交付要求削除、差押解除で処分は完了している。

所得がない更正処分「所得税台帳原本削除」通告の消滅源泉所得税は、平成 1 2 年 8 月 2 日交付要求削除、差押解除で整理消滅した、当該時点で時効も完成している。消滅後 2 0 年余経過して存在しない滞納源泉所得税を称する違法徴収充当金▲ 1 0, 2 6 3, 5 8 7 円は、控訴人へ返還されるべき金品である。

(差押調書滞納税表示 ※印は、▲個別税額に対する 2, 7 7 6, 0 9 1 円 (順号 7) へ職権更正時に整理された一部の小計である)

6 「本件滞納国税3」について

(1) 「本件滞納国税1、2、3、4、及び12、13」全て差押解除消滅している。

差押解除が経由されるから、解除以前の差押期日に再差押が遡及して時効の更新が遡及することはありません。「差押解除の効力は、差押による処分禁止の効力を将来に向かって失わせる」ものであるから、消滅した滞納税平成26年9月19日預金差押滞納税目録へ違法復活方法を用い消滅滞納税へ差押預金の全額を充当した不法行為に差押の効力、時効中断の効力は生じない。

(2) 控訴人の平成23年1月13日差押を除く当該以前の差押は、徴収法47条1項の差押はない、徴収法62条1項、第3債務者への送達はない。

控訴人不通知開示証拠によると、5年経過する平成12年8月2日交付要求滞納税から削除（徴収法84条1項「その他の理由」免除され、同時に差押解除滞納税再差押は解除（徴収法79条2項1号）され、当該差押調書欄外へ「差押」（平成8年6月14日差押、同年8月5日差押）が記載され、当該滞納税目録から滞納税「差押」は削除されている。

即ち、平成12年8月2日交付要求から解除削除「徴収法84条1項」及び、差押解除滞納税の再差押解除された滞納税は、時効更新云々以前に消滅している。再精査を必要とする。

(2) 本件滞納国税7、9、ないし11、21ないし31について（判決書11頁）

ア 平成12年年8月2日交付要求は、本件滞納国税9、10、11、23～31滞納税へ交付要求した。

イ 平成12年年8月2日交付要求は、本件滞納国税11、23～31滞納税へ交付要求した。

ウ 本件滞納税7は、所得が無い職権更正された所得税台帳原本削除された5税目の集計、2,776,091円である（原審控訴人準備書面〈4〉）

督促状・平成8年1月26日第182号送達、滞納を称する源泉所得税は、「所得が無いから申告はない」正当事由により所得税台帳原本削除、5年経過した平成12年8月2日交付要求滞納税から削除されて消滅している。

エ 本件滞納税9は、督促状平成8年6月26日第164号送達、平成7年1月～6月源泉所得税160,418円は平成7年7月10日納付期限の平成7年8月4日納付に対する延滞税1100円。

オ 本件滞納税10は、督促状、平成8年8月29日第1081号送達平成7年7月～12月源泉所得税773,180円所得が無い更正の所得税台帳原本削除源泉所得税、指導により納付していないが、本税重複徴収充当。

カ 本件滞納税11は、督促状・平成9年1月29日第328号送達平成8年1月～6月源泉所得税564,902円は、所得が無い更正の所得税台帳原本削除源泉所得税、指導により納付していないが、本税重複徴収充当されている。

キ 本件滞納税23～31

当該滞納消費税は滞納処分中であるから督促状の送達はない。

当該平成12年8月2日差押、交付要求は平成21年11月16日解除された。

納付期限平成8年10月31日～平成平成12年5月1日滞納消費税本税、5,675,100

円は時効を経由し、5年経過した平成14年2月28日から分割納付へ着手、平成17年6月29日完納した、時効完成後に本税は納付した

(3) 本件滞納税12について(判決書11頁)

昭和63年8月31日納期限法人税2,996,700円の予定納税190,100円に対する確定法人税2,776,300円は平成元年4月5日滞納税外で納付している。

(4) 本件滞納税13について(判決書11頁)

平成元年8月31日納期限法人税3,996,700円の予定納税1,483,000円を除く法人税2,503,500円は平成2年5月28日納付に対する延滞税、督促状の送達はない。延滞税は時効消滅、免除された。

(5) 本件滞納税14について(判決書12頁)

平成2年10月31日納期限、法人税333,800円の確定法人税333,800円は平成2年10月31日納付している。但し、本件は滞納税ではない。

督促状の送達期限は到来していない。時効更新を意図する余りのミスである。

(6) 本件滞納税32ないし39について(判決書12頁)

滞納処分中であるから督促状の送達はない。差押、交付要求はない。

納付期限平成12年10月31日～平成平成16年4月30日の滞納消費税5,989,100円は平成17年11月30日から分割納付着手、平成21年8月28日時効完成後に本税は完納した。延滞税は「一部執行停止」条件で免除された

(7) 本件滞納税40ないし42について(判決書12頁)

本件滞納国税40;平成17年10月31日確定消費税487,500円

本件滞納国税41;平成18年10月31日確定消費税579,700円

本件滞納国税42;平成19年10月31日確定消費税286,000円

右計1,353,200円は平成21年8月28日分割納付着手平成22年11月1日完納、滞納処分中であるから督促状の送達はない、差押、交付要求はない。

(8) 本件滞納税43ないし45について(判決書13頁)

本件滞納国税43;平成20年10月31日確定消費税432,200円

本件滞納国税44;平成21年10月31日確定消費税422,600円

本件滞納国税45;平成22年10月31日確定消費税408,000円

右計1,262,800円は平成22年11月1日納付着手平成23年10月31日完納。

(9) 本件滞納税46について(判決書13頁)

ア 本件滞納国税46;平成23年10月31日納期限消費税700,500円は平成23年10月31日100,000円を納付着手、翌年平成24年3月30日完納した。滞納税を称する当該に督促状が送達される物理的期限は到来しない。本件消費税は滞納処分外である。督促状、

差押調書、交付要求の送達はない。

イ 上記ア「乙27の1」延滞税17,800円は納付されている。

(10) 平成26年10月7日差押の本件滞納国税 45ないし46について

(「控訴人原審準備書面〈3〉24頁～25頁参照」)

「本件滞納国税3」は、「本件滞納国税46」と結合して処分全体を時効中断へ偽装するための手段として、造り替える目的で創作した違法行為である。

「本件滞納国税46」は、平成23年度消費税700,500円、納付期限平成23年10月31日である。当該処分は、平成23年1月13日差押調書に記載がない本件滞納処分外である。本件滞納外で納付している。

(11) 小活（判決書13頁）

本判決書によれば、滞納処分を否認したうえで、督促状、時効更新が異様、かつ、集中的に取り上げられている。

控訴人処分が結果的に30年余経過すれば時効用いて完成し、事実、処分庁から時効を通告され納付しないように指導され従ってきた。

これを後任の税務署長、国税局長らが全て無かったことにする取消目的である「自立徴収権」は超法規性へ歯止めが機能しない必然である。被告（被控訴人）、原審の主張には大いに疑問があり、以下の説明がなければ、到底正当な判断とはいえない。

ア 平成23年1月13日差押調書、交付要求書は、平成23年1月、控訴人へ送達され、これを受領した（甲17号証）。

イ 右、差押調書、交付要求書には、納期限平成12年10月31日以降、平成22年10月31日迄の滞納14税目である。この間、処分通知は14年間一切ない、法律に基づき、その理由につき、説明を求める。

ウ 右、処分税目は全て消費税である、何故、滞納消費税のみであるのか、その理由を求める。

エ 右、差押調書欄外には、平成8年6月14日京橋税務署長差押、平12年8月2日差押、及び、平成8年8月5日京橋税務署長差押、平成12年8月2日京橋税務署長差押とある。但し、当該滞納納税目録に滞納税記載は削除されている。何故滞納税は消滅したのか、欄外記載事由を求める。

7 督促状の送達について（判決書14頁）

(1) 原審の判断

原審は、「控訴人は、…督促状等の控訴人への送達又は通知、あるいは第三債務者への送達がないものが存在する旨主張するようであるが、控訴人においても、送達された督促状があることは認めているところ、敢えて当該督促状等の一部しか控訴人に送達又は通知しない理由はなく…」（判決書14頁）と判示し、驚くべき控訴人敗訴の誘導示唆である。

(2) 控訴人の主張

ア 督促状が時効更新の万能の守になる理由は、控訴人滞納税は平成2年差押の17税目、平成12年8月2日差押の27税目、平成23年1月13日差押の14税目、差押合計58税目

である。(途中の納付等消滅を含む)。

被告原審らは58税目全て督促状を送達したと決めつけて時効更新を判定する口実であろうが、控訴人送達は8通である。「8通認めるのだから全部認めたこと」にする、誠に恐ろしく、控訴人の死活問題である。

イ 被控訴人が、控訴人の滞納処分を無かったことにするには、時効の抜け道を塞ぐ必要がある。

行政処分不通知を認めると滞納処分が弁証されるから、嘘であろうが、何が何でも督促状送達を貫徹するしかない。

しかし、滞納処分中は、督促状の送達はしてならない(通則法37条2項、徴収法153条基本通達)との法令の規定から、滞納処分はなかったことへ嘘でも偽装するしかない。

控訴人処分は平成26年1月14日法律に則り、滞納税の納税義務は消滅している。既に処分を終えた平成26年9月19日取消差押時点で滞納税は既に消滅している。この異様な取消に効力が発生するなら法律は不要になる。

(3)「国税徴収法87条1項は…最も先にされた参加差押につき差押の効力を生じる旨を規定するにすぎず、これをもって、後順位の参加差押の時効中断が否定されるものではない」(判決書(14頁))と原審は判示する。

電話加入権差押の効力は、先順位参加差押に限ると規定する(平成6年4月26日中央都税事務所長)が、差押の効力を取得している。

差押調書の名義変更は不要(基本通達)差押の効力が生じなければ時効中断の効力は生じない当然に帰する。先順位が解除された場合、後順位がその期日に遡って差押の効力を取得する。

通則法86条1項は、後順位は先順位へ配当参加する旨の規定である。

後順位交付要求にも準用される、差押の効力が先順位参加差押移転しているから、差押効力がない後順位交付要求に時効中断の効力は生じない。

通則法73条1項5号は別の法律行為であり、当該には関与しない。

8 電話加入権について

(1) 電話加入権は、当初差押において財産価値が無いとして交付要求を放棄した、先順位参加差押は平成27年8月17日解除された。

よって、被告の電話加入権差押に差押の効力、時効中断の効力は生じない。

(2) 電話加入権価格は昭和60年当時35,000円、民営化で急落し平成28年財産評価15000円(国税庁)実勢価格は半値ぐらい、昭和63年11月、金も財産もないことから、電話加入権を差押提供実施したが、1か月後、徴収職員は、「電話は財産価値が無い、他に何かないか」とのことから供託金の差押提供承諾を申し出たものである。

しかし、のちに、控訴人は、「電話加入権は財産価値が無い」と、京橋税務署徴収職員に通告された。

理由を聞くと、「処分費用が赤字」になる、処分によって、持ち出しが出る、公的機関が財産価値は無い旨認定をするものであるから、明らかに徴収法48条2項違反である。督促状の時効更新を云々する以前の問題である。

9 納付誓約について(判決書15頁)

(1) 納付誓約について 判決書15頁

平成16年5月27日、平成16年8月26日、平成20年1月18日納付誓約書は、滞納処分執行停止「控訴人破綻整理」裁可を「控訴人再建」へ変更裁可された平成12年12月11日「滞納処分の一部執行停止条件」「滞納消費税完納3年」が厳しく、これを延長していただく為に誓約したものである

(2) 平成24年9月26日、平成25年4月17日納付誓約は、滞納処分終局において、「納税の誠意を確認するため」と告げられている。

これを完納したら差押解除すると通告されていたが、平成23年差押後、知らん顔されている。控訴人納付誓約は5通である。後述のア記載の3通については、「懇願」に対する目的外の本件時効更新へ転用された。

最後の2通は不問にした、その理由は、これを持ち出すと「滞納処分の一部執行停止」急所に係わるから、当該納付誓約は提示を避けたものであろう。

(3) 滞納処分終局の平成24年9月頃、徴収職員は「これから管理納付をします」と告げた。Aは「管理納付って何ですか」と質問したところ、「納付誓約書による納付」を告げられる。それで納付誓約書添付滞納税目録の滞納税を指し、「滞納税がまだこんなにあるんですか」と質問する。「この納付誓約を完納したら全て差押解除します」と笑われた。

(4) 20年余に及ぶ滞納処分の総括整理処分通知

控訴人は、納付誓約平成24年9月26日、同25年4月17日納付誓約に記載された滞納税を完納した。

平成26年9月17日京橋税務署徴収担当者Eと称する方から電話があり、出頭通知、翌18日出頭する。

いきなり「差押をする」と通告された、耳を疑った。「それはないでしょう」と預金差押は断り退庁する。

どうも変だと思い、翌朝、9時を待って銀行確認すると、既に、C銀行の運転資金が差押えられていた。控訴人の天地がひっくり返った瞬間である。

10 結論

控訴人は、金も財産もない当時、徴収職員へ電話加入権の差押を提案した。

控訴人は、滞納処分中、2500万円ほどの滞納本税を分割納付している。

これらはその都度、押押解除、交付要求解除（免除）（徴収法79条2項、同84条1項）されている。しかし、被控訴人主張や原審判決の判示は、督促、差押、交付要求を合唱するが、反対に法令に基づく控訴人処分、差押解除、交付要求解除には一切触れず、又は別処分へ付替え転嫁して督促状を叫ぶ。

原審判決は、事実に基づき、公正に審議する義務がある。

被告主張を追認しただけでは到底納得できるものではない。以下へ反論を陳述する。

第2 控訴人の請求

1 控訴人の請求について

財産価値が無い電話加入権差押は、平成6年4月26日中央都税事務所長が先順位参加差押の効力を取得した。

但し、「差押調書の名義変更は不要」との電話を含む原始同一三重差押滞納税は、交付要求を放棄されたので、平成7年8月11日後順位参加差押に差押の効力、時効中断の効力は生じない。

同一三重差押滞納税は納付を経由し、時効の完成により平成8年6月5日、同年7月15日差押解除され、電話加入権差押滞納税も「混同」（民法520条）により、消滅している。

処分庁は当初の状態で放置し、結局、平成20年1月15日後順位参加差押を解除した。

1-1 控訴人の請求—国賠法上の請求

行政処分不通知開示〈乙30号証〉によると、同一滞納税原始三重差押滞納税「甲8号証1、甲10号証1、甲11号証1」は、徴収法47条1項の差押はない。

平成7年8月11日交付要求から削除され、5年以上経過の平成8年6月5日、同年7月15日、差押解除決議がされ（「甲10号証3」「甲11号証3」）消滅した。

平成6年4月26日、27日、中央都税事務所長の先順位参加差押、先順位交付要求執行（「甲9号証1、2」）に対し、処分庁はこれを契機に必然的に滞納処分へ移行した。

平成7年3月頃、京橋税務署徴収職員 G氏は「滞納処分をする」と、控訴人Aへ口頭で通告した。当時Aは「滞納処分とは何ですか」と質問した記憶がある。

該当する「本件滞納国税1、2、3、4及び、12、13」は、督促状云々以前に差押解除で消滅している。これほど明確な時効は無い。

当時処分庁担当者は、Aに対し、時効だから納付しないようにと、指導し、控訴人はこれに従ったものである。

消滅した当該滞納税の違法復活は、重大な法令違反である。消滅滞納税を復活して本税を重複して徴収し、違法に延滞税等に充当したことについては、別紙のとおり、国賠法に基づく損害賠償請求を求める。

1-2 小括

控訴人に対する行政処分不通知の平成7年8月11日後順位参加差押、後順位交付要求滞納税は、差押免徐であり、被告原審らが主張する徴収法47条1項差押、同法62条1項第三債務者への送達は成立もしない。

当該交付要求の処分内容から、徴収職員の通告した「滞納処分・徴収法153条」は、税務署長の専管事項である。これは、予め具体的内容を通知する制度ではない。

平成8年6月5日「甲10号証3」、同年7月15日「甲11号証3」差押解除は、控訴人への送達はない。控訴人は「乙30号証」で開示された資料で反論している、

これ自体が滞納処分着手の事実を証明する。

よって、「本件滞納国税3、5、7、8及び、13～22」当該消滅滞納税を違法復活して徴収した金員は、国賠法上違法であり、返還を求める。

2 被告及び原審は、控訴人に対する滞納処分（本件処分）を否認するが、処分庁・京橋税務署長は、法令により滞納処分中は新たな差押はしてはならない（徴収法153条基本通達）から、差押

解除滞納税を再差押する方法で行われた交付要求滞納税は差押削除された。

但し、再差押期日が差押解除滞納税の差押期日へ遡及するものではない。

その理由は「供託金取戻請求権差押は、被差押財産へ差押の効力は及ばない」から時効更新の効力は生じない（民法147条、通説、判例）。

よって、差押滞納税と交付要求滞納税とは一致しないから、徴収法47条1項、同62条1項の適用、送達は成立しない。

したがって、平成8年6月27日、平成8年10月11日交付要求に時効中断の効力は生じない。

時効云々以前に当該交付要求、差押解除滞納税再差押は、それぞれ平成12年8月2日解除（徴収法79条2項1号、同84条1項「その他の理由」免除）、されている。

よって、本件滞納国税3. 5. 6. 7. 8及び、13～22は消滅している。

3 行政処分不通知の「乙30号証」で開示された平成12年8月2日差押調書、交付要求書によると、平成7年8月11日交付要求を合併した平成8年6月27日及び、平成8年10月11日各交付要求滞納税は、平成12年8月2日交付要求解除「徴収法84条1項」されている。

平成8年6月14日及び、同年8月5日差押解除滞納税の再差押も同時に解除されている。

当該差押解除は一部差押解除（徴収法79条2項1号）であるから、調書欄外へ一部「差押」を記載して滞納税目録から処分滞納税を削除されている。

4 不通知行政処分の開示によると、平成8年6月27日交付要求は、原始差押解除で消滅する平成7年8月11日交付要求滞納税の一部は、当該交付要求に合併され、平成12年8月2日交付要求解除、差押解除（徴収法79条2項1号）整理されている（差押調書欄外付記「差押」滞納税目録削除）。

滞納処分の執行停止（徴収法153条）は、税務署長の専権事項を承知する。

当該適用を予め文書で通告する制度ではない。被告らは、これを承知の上で滞納者を追及する事実は裁量権の濫用である。

控訴人には、最初（原始三重差押調書）と、最後（平成23年1月13日差押調書、交付要求）を除き、途中30年余分の行政処分通知は一切ない。

徴収職員に何度か質問したが「整理（滞納処分）が終わるまで出さない」と告げられてきた、処分庁徴収職員の指導に従い納付してきた。

前任の処分庁が30年余積み重ねた処分を一瞬にして無かったことにする取消処分は、前任の税務署長が裁可した行政処分を後任の税務署長、国税局長らが、前任者処分を全て取消すものである。被控訴人及び原審は、これが適法行政行為であると正面から主張・判示したものであり、到底納得しがたい。

この原審の判断は、憲法84条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」という租税法律主義の規定に反しており、到底認められない。

5 電話加入権差押については、前章、「控訴理由書」（1）及び、本書面で述べた通りである。

電話加入権の同一三重差押の後順位参加差押滞納税は、並行する処分において差押滞納税そのものが納付、交付要求削除、差押解除「混同」により消滅している。

徴収職員から時効であるから納付しないように通告されてきた、これは、時効中断とは別の正規の処分である。

6 別の処分へ作り替え転嫁

昭和63年11月14日電話加入権差押（甲8号証の1）に対し、京橋税務署長は交付要求を放棄、中央都税事務所長が平成6年4月26日先順位参加差押を執行、差押の効力は先順位に限る（国税徴収法87条1項、差押調書の名義変更は不要）から、京橋税務署長平成7年8月11日後順位参加差押に差押の効力、時効中断の効力は生じない（徴収法87条基本通達）。

原始三重差押の後順位参加差押、交付要求削除滞納税は、時効により平成7年8月11日参加差押、交付要求削除され「平成8年6月5日、同年7月15日差押解除と同時に、「混同」（民法520条）で消滅、又は債権債務の合併で消滅した。処分時点で控訴人へ送達は無い。これほど完璧な時効はない。

控訴人滞納税は平成21年11月16日全て差押が解除され、滞納消費税完納停止条件が成就し、平成23年1月13日処分通知が送達されている。

よって、当該以降の差押解除に処分の意味はない。

本件差押滞納税5（43,000円）は既に差押解除されているから否認する。

7 関係法令の定め（控訴人原審準備書面（3）3頁）

被告の主張する法令の存在を否認するものではない。控訴人は、関係法令の定めれば、控訴人の請求が認められることを主張しているものである。

控訴人に対する行政処分通知は30年余一切不通知である。

適用される主要法令は以下のとおりである。

- ア. 差押の要件が成立しない差押；徴収法47条督促状送達の差押はない。
 - イ. 差押の通知はない；国税徴収法54条
 - ウ. 差押解除の通知はない；徴収法80条1項
 - エ. 交付要求の通知はない；徴収法82条2項、通則法73条1項5号
 - オ. 交付要求解除の通知はない；徴収法84条2項
 - カ. 債権の差押効力 第三債務者に対する徴収法62条の送達は、平成23
 - キ. 年1月13日差押、交付要求以外にない。よって差押の効力は生じない。
 - ク. 通則法72条3項による、行政処分不通知に対する民法154条、他
 - ケ. 民法703条、709条による、不法行為
 - コ. 会計法30条、31条に定める時効
 - サ. 国家賠償法1条1項、4条 及び、憲法30条、39条1項、76条2項
- 以上、被告の主張する関係法令に対し、控訴人は右記載関係法令を追加する。

第3 控訴人へ返還されるべき不法徴収金

詳細は前述のとおりである。

- (1) 訴状に記載する損害賠償等請求金 10,115,289円
 - (2) 消滅源泉所得税重複充当金等返還金 10,263,587円
- (但し、(1)と一部重複)

(3) 時効完成後の納付金につき、滞納消費税本税納付に関しては、処分庁との口頭約束、消費税本税完納約束を履行するため、時効を主張しない。

所得が無い認定の源泉所得税職権更正は「所得が無いから申告はない」正当事由が認められ、所得税台帳原本削除が通告されている。

但し、全ての延滞税（高金利）減免については、控訴人再建に欠かせず「滞納処分の一部執行停止」条件として認められているから、減免時効を主張する。

処分経過

控訴人滞納処分は途中、病気（胃癌）になり、当初の滞納処分の一部停止（源泉所得税の更生削除）とされた。

病気に関しては、「3年以上の生存率50%」を医師に告げられ、Aは、控訴人の破綻整理を決意し、処分庁へ届け出た。

その後、1年検診で「当面「癌」の再発転移は認められない」という診断を受け、平成12年12月「控訴人再建」へ変更協議をお願いする課程で、徴収職員より、国税徴収法153条の「全部と一部」の相違する説明を受けて「滞納消費税完納」停止条件が付され「一部執行停止」へ変更、裁可されたものである。

その後、滞納消費税完納へ全力を尽くし、平成23年10月30日滞納消費税を完納した。平成23年1月13日差押調書、交付要求書に代えて、当該処分通知が、控訴人へ送達され受領した（甲17）。同時に納税義務は消滅した（徴収法153条4項）。

但し、大部分の滞納税は30年余の処分過程で納付、又は、免除、時効消滅している。控訴人は、この30年間で滞納が無い納税を含め、4000万円以上を納税している。

30年余積み上げて既に処分整理を終えた本件処分を取消さないで頂きたい。

控訴人が本訴訟を提起する目的は、ただこれだけである。

以上

(別紙)

令和●●年(〇〇)第●●号 国家賠償法に基づく損害賠償等請求事件
原告 X株式会社
被告 国(処分行政庁:東京国税局長)

誤字等の間違い訂正に関する申請

東京高等裁判所 御中

令和6年4月16日
原告 X株式会社
上記代表者代表取締役
A

第1 控訴理由書(1)

- ア. 5頁上から5行目「平成2年2月13日」は平成2年4月13日へ訂正する。同上6行目「●●に述べ、Aは「わかりました」と了承したにつき、「●●に」を「Aに述べ、Aはわかりました」へ訂正する。
- イ. 7頁、下から3行目。「送達された事実をない」記載に関し、「送達された事実はない」へ訂正する。

第2 準備書面(2)

- ア. 4頁、上から3行目「平成20年1月15日」は「平成21年1月15日」へ訂正する。
- イ. 8頁、(15)ア 終わりの項「交付要求書」には次の通り」につき、「差押調書には次の通り」へ訂正する。
- ウ. 10頁、上から9行目「平成26年1月19日」預金差押は「平成26年9月19日」預金差押へ訂正する
- エ. 23頁、第2.1 控訴人の請求について、「平成20年1月15日後順位参加差押を解除した」につき「平成21年1月15日後順位参加差押を解除した」へ訂正する。

以上